(1)平成 23 年 6 月 20 日

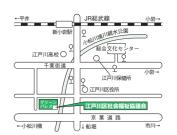
▼ 社協だより

URL http://www.edogawa-shakyo.jp/

第 119 号

発行/社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 〒132-0031

江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス 1階 電話(5662)5557



緊急小口資金のご案内 特例貸付

東日本大震災等により被災した地域から都内へ避難してきた世帯 に対する貸付です。

貸付金額 10万円

※特別な場合は20万円も可

1年

- ※特別な場合とは、以下の場合です。
- ■世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- ■世帯員が4人以上の世帯
- ■重傷者、妊産婦、20歳未満の未就労の子ども、行方不明者がいる世帯
- ■世帯員に要介護者がいるとき
 - ●利子
- 無利子
- ●据置期間
- ●返済期間 2年(24回払い)
- ●連帯保証人 不要

※ただしお約束の期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年 10.75% の延滞利子が発生します。

対 象

下記の①~④の地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯(都 内避難者に限る)

- ① 平成23年東日本大震災により、災害救助法の適用になった地域
- ② 平成23年 3 月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震によ り災害救助法の適用となった地域
- ③ ①②の地震により被災したため特例措置が必要な地域として各県知 事が設定した地域
- ④ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣によ る住民の退避指示の対象となった地域

【問い合わせ先

牧田場

(雨天

八景島シ

親子バ (土)

親子バスハ

イク

16

のい

か希望

社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 ☎ (5662) 5557

この度の東日本大震災により被 害を受けられた被災者の皆様に 心よりお見舞い申し上げます。 被災地の一日も早い復興を心よ りお祈り申し上げます。

江戸川区社会福祉協議会では、このた びの東日本大震災発生後、3月14日~5 月31日にかけて、江戸川区と連携し、被 災地復興と被災者支援のために義援金を 募る活動を行いました。

今回、江戸川区民のみなさんの思いが 集まり義援金は総額3億5,000万円、その うち社会福祉協議会には450万4,080円の 義援金をお寄せいただきました。

区民の皆様の温かいご協力ありがとう ございました。

被災地の復興と被災者の皆様が、一日 でも早く普段の生活を取り戻し、笑顔で 暮らせる日が戻ることを願っています。 「がんばろう日本 / 」を合言葉に、今後も 区民の皆様のご支援をよろしくお願い 申し上げます。

勧誘をお願い

それぞれの

児童委員さんに賛助会員

がい者の方などの事業に使われてお

ります。

域福祉活動の大きな支えとなり、

熟年者の方

① 知的障がい児(者) to 10 知的情報 to 10 知的情報 to 10 知的情報 to 10 知识情報 to 10 実施します。 今年5月に開催を予定し延期となりましたバス 広報えどがわり月1日号で参加者募集予定 か あ

員区分と年会費

- ★贊助会員(10500円)
- ★特別贊助会員 年額10,000円以上

※個人、法人、事業所、団体を問わず、どなたでも会員 になれます。

会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡しします。 《問合せ・申込はこちらまで》

〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 1F 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

電話 (5662) 5557 FAX (3654) 2940

会費の納入方法

- ◆民生・児童委員を通じて納入
- ▶社協窓口へ直接納入 郵便振替での納入
- <郵便振替口座>

00110 - 6 - 65409

社会福祉法人

江戸川区社会福祉協議会

※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してくだ

(お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)

業を財政的に支えることで、 会員募集は年間を通して行ってい!人でも法人・事業所・団体でも、 々のことです 社協 賛助会員」 、特に力を入れておりまれぞれの地域の民生・児を通して行っていますがまが、 ご入会 とは、 会費を納め 地域福祉活 域 福 が、6月~9月は会員増 動に参加してくださる いただき、社協の福祉事 祉を支えます 会いただけます。

なたの会費

励

(A)

児

うつのお知らせ

ハイクを左記の日程で

地域の中で誰もが普通に暮らせる社会を目指して!



平成23年度 事業計画・予算

予算総額 5億8,935万円 (特別会計含む)

(平成23年度事業計画・予算は平成23年3月30日開催の評議員会で議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

相談電話 (3653) 6275

「安心生活サポート事業)

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人 と社会福祉協議会が契約を結び、預貯金の払 い戻しなどや色々な手続きを行うための支援 をします。

「成年後見制度利用相談事業」

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立が円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情に対して、苦情解決委員が中立公正に対応します。

ひとり暮らし熟年者 実態調査 及び激励品の贈呈

地域の民生・児童委員さんと連携を図り、 区内で70歳以上のひとり暮らしをしている熟 年者の調査を実施し、地域全体で見守りを行 い、孤立化を防ぎます。

また、激励品(うす塩梅干)をお贈りし、ひとり暮らしの労いと激励を行っています。

愛の杖贈呈

60歳以上の区民の方で足腰が弱った方に社協に寄せられた寄附金を財源に歩行補助用の 杖を差し上げています。

杖は区内15か所で受取ることができます。

- 江戸川区社会福祉協議会
- くつろぎの家
- 区内8か所の健康サポートセンター
- 4か所の地域包括支援センター (泰山・江戸川区医師会・ ウエル江戸川・第二ウエル江戸川)
- 葛西さわやか相談室

心身障がい児(者) 親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。

※今年は10月にマザー牧場に行く予定です。

ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として車椅子ご と乗車できる軽自動車のハンディキャブを貸出ししています。

車椅子の貸出

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出を行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの一時的な利用や、田舎から高齢の親が出てくる時なども利用可能です。 ※貸出期間は1日~30日程度。

生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金を貸し付ける制度です。利用目的別に資金種類があり、条件・基準が定められています。まずはご相談ください。

受験生チャレンジ支援貸付(塾代、受験料)

一定所得以下の世帯の子どもを支援するため、学習塾等の受講料など を無利子で貸付しています。

償還免除要件あり。連帯保証人必要。

貸付限度額 学習塾:中3 20万円 高3等20万円

受験料:中3 5万400円 高3等10万5千円

※利用できる方の要件があります。詳しくは窓口までお問合せください。 (電話予約の上、窓口へお越しください。)

問合せ

受験生チャレンジ担当 🕿 (5662) 7638 平日9~17時

その他の事業

地域福祉活動団体への助成・歳末たすけあい運動 区からの委託事業 (くつろぎの家・くすのきカルチャーセンター)